スーパー定期「超 パワフル」(1 年もの)規定

日新信用金庫

１．預 入 資 格

この定期預金は、次のいずれかの条件にあてはまるお客さまに限りお預け入れできます。

(1) 国民年金・厚生年金・労災年金または各種共済年金（以下「公的年金」といいます。）を当金庫でお受取りされているお客さま、または新たに当金庫でのお受取りを開始されるお客さま。

(2) 児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・ 特別手当・健康管理手当・保健手当(以下「各種手当」といいます。)を当金庫でお受取りされているお客さま、または新たに当金庫でのお受取りを開始されるお客さま。(ただし、当初預入日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合は各種手当の受給を条件とします。)

２．取 扱 店 舗

この定期預金の預入れおよび支払いをされる場合は、公的年金または各種手当のお受取りを指定している店舗のみの取扱いとします。(ただし、当初預入日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合で、各種手当の受給を条件としてこの定期預金をお預け入れいただいたお客さまは、当初お預け入れいただいた店舗とします。)

３．お 預 入 れ 限 度 額

預入資格のあるお客さまお一人につき 10 万円以上で、3 年もののスーパー定期「超パワフル」と併せて 1,500 万円を限度とします。(ただし、当初預入日が平成 24 年 3 月 31 日以前で、すでに元利継続扱いでご契約いただいている場合は、自動継続時における利息の元加に限り 1,500 万円を超えて預入することができます。)

４．定期預金の種類

この定期預金は、預入れ期間１年の単利型元金継続扱いとして取扱いします。(ただし、当初預入日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合は、引き続き元利継続扱いも取扱いできます。)

５．預金名義

この定期預金の名義は預入資格に該当するお客さまの名義に限ります。

６．適 用 利 率

(1) 預入日における「スーパー定期　超パワフル」(1 年）の利率を適用します。

(2) 「スーパー定期　超パワフル１年もの」は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の半期ごとに見直しいたします。ただし、金利情勢の変化等によって、期間途中であっても見直すことがあります。

(3) この定期預金の自動継続後は、継続日における「スーパー定期　超パワフル」(1 年）の利率を適用します。

(4) この定期預金の預入期間を通じて預入資格を満たすことが条件となります。満期日に対象となる年金のお受け取りが確認できない場合、スーパー定期 1 年のものに自動継続し、自動継続後の適用金利は、継続日におけるスーパー定期１年ものの店頭表示利率を適用します。

(5) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの定期預金を満期日(自動継続したときはその満期日をいいます。)の前日までに解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6 ヶ月未満‥‥‥‥‥解約日における普通預金の利率

② 6 ヶ月以上 1 年未満‥約定利率×50%

なお、この算式により計算した中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率を適用します。

７．一部解約の取扱い

一部解約の取扱いはできません。

８．総合口座の担保とした場合の取扱い

この定期預金は、総合口座の担保とすることができます。

この場合の貸越利率はこの定期預金の適用利率に定期性総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

９．そ　の　他

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。

(2026 年 10 月 1 日現在)